

令和2年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 1時33分

○招 集 年 月 日

令和2年12月14日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年12月16日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫

余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

〃 2番 吉田 豊

〃 4番 藤野 博三

〃 6番 庄 巖龍

〃 8番 白川 栄美子

〃 9番 寺田 進

〃 10番 彫谷 吉英

〃 11番 茅根 英昭

〃 12番 近藤 徹哉

〃 13番 安久 莊一郎

〃 14番 大物 翔

〃 15番 中谷 栄利

〃 16番 山本 正行

〃 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 5番 内海 博一

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔

副 町 長 細 山 俊 樹

総 務 部 長 須 貝 達 哉

総 務 課 長 増 田 豊 実

企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨

財 政 課 長 高 橋 伸 明

税 務 課 長 紺 谷 友 之

民 生 部 長 上 村 友 成

保 険 課 長 中 島 豊

経 済 部 長 渡 辺 郁 尚

商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平

建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純

主 幹 枝 村 潤

書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 一般質問

第 2 議案第 7号 余市町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例案

第 3 議案第 8号 余市町後期高齢者医
療に関する条例の一部を改正する条
例案

第 4 議案第 9号 余市町介護保険条例
の一部を改正する条例案

- 第 5 議案第10号 指定管理者の指定について
- 第 6 意見案第1号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書
- 第 7 意見案第2号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める要望意見書
- 第 8 意見案第3号 犯罪被害者支援の充実を求める要望意見書
- 第 9 意見案第4号 不妊治療への保険適用の拡大を求める要望意見書
- 第10 意見案第5号 令和3年度介護報酬改定における大幅増額及び新型コロナウイルスによる危機に対応した減収補填を求める要望意見書
- 第11 意見案第6号 介護予防・日常生活支援総合事業の対象拡大の撤回を求める要望意見書
- 第12 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和2年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、内海議員は検査入院のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位7番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和2年余市町議会第4

回定例会において、さきに通告した一般質問1件ですが、町長には答弁のほどよろしく申し上げます。

「道の駅」計画の進捗状況についてであります。令和元年第3回定例会において一般質問してから1年以上になります。道の駅再編整備計画は、どの程度進んでいるのか。また、運営等についてどう考えているのか。新しい道の駅は余市町に人を呼び込む玄関口にはなるが、失敗すると自治体への影響も大きいのではないかと考えます。町長の見解をお聞きます。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁します。

現時点における進捗状況ですが、令和元年度に実施した道の駅の再編整備に係る調査業務をはじめこれまで進めてきました検討の結果、さらには道の駅再編整備に係るワーキンググループなど道の駅に係る利害関係者、観光、産業関連団体との協議結果等踏まえ、道の駅の移転先を後志自動車道余市インターチェンジ付近と決定した上で、今後より具体的な検討作業を進めていく予定です。なお、現在実施中の調査業務においては新たな道の駅に配置する基本的な機能や施設規模の概略設計、整備、運営に係る官民連携の導入の可能性調査などを行う予定であるとともに、用地の確定作業に着手する予定です。

○16番（山本正行君） 今アウトラインの答弁ということで、極めて内容的には、中身的には分からない答弁でありましたが、産業建設常任委員会のほうで議論経過の中で出ている資料なども参考にしながら少し質問させていただきたいというふうに思います。

今の答弁の中でありましたとおり、まず最初に令和元年から調査を開始して、各種団体がワーキンググループで話し合っている内容等もいろいろと資料の中には、私の手元にもある程度の資料は持っております。ただ、この中で、今答弁にもあ

ったとおり、この経過の中で余市のバイパス、インター付近に設置するような状況になっているということで今答弁がされました。さらに、今年の8月ですか、八幡区会役員に対する道の駅の再編整備方針に関する説明というのも実施しているようであります。そういう状況ですが、新たな道の駅がインター付近に予定するという考えについて、私は個人的には、全体の計画の中のイメージからいくと点数を絞っていくと一番いい場所がそこであろうという結論に至っているようではありますが、私は前からそういう考えていますが、新たな道の駅を造ることに対して町長にそれはまずいとか、そういうことは言うつもりはさらさらありません。ただ、現実に平成30年に余市バイパスのインターが開放されて、あれから流れてくる車の量、道道登余市停車場線の状況、さらには国道5号へのつながるアクセスなども含めて考えると、仮にあそこに道の駅を造ったとしたときにインターから下りた人はすっと入れると思うのです。ただ、出るときはもしかしたら左折はまだいいけれども右折は厳しいなという、そういう状況。そして、さらにバイパスを利用する方が全体の交通量の何割に相当するか分かりませんが、仮に2割か3割がバイパスを利用するというふう考えたときに7割近い利用者が国道5号線を走るわけです。そうしたら、国道5号から逆に入るというアクセスを考えたときに1キロ以上あるアクセス、これが本当に正しい判断なのかというのも少し気になるところです。

もう一つは、余市インターの下り口にできるということは、今は交通量が多いのは分かりますが、余市俱知安間の高規格道路が俱知安まで開通すれば交通量、交通の流れ、余市下車の交通量も変わってくる可能性もあるといういろいろな要素を考えると、このインター付近に設けるという考えについて本当にベストなのかというのは若干私はクエスチョンを感じます。さらに、先日の北海道新

聞の12月13日の記事を町長も見ていると思いますが、夕張道の駅の関係が記事で載っております。これは、余市とは条件違うと思いますが、少し参考になる悪い例がここに書かれています。夕張道の駅は、国道274号から市道50メートルぐらい入ったところにあると。よって、市道が狭いために大型車両が入れないと、そういうことも道の駅を利用するに当たっての不便が出ているということも踏まえて考えたときに、将来的に道の駅が、先ほど私の質問にあったとおり、新しい道の駅は町民全体で期待はかなり強いと思います。さらに、その期待がなぜ強いのかといいますと、議員一同で昨年議会報告会をやったときの質疑、討論の中で道の駅に対する期待が非常に意見として多かったということ踏まえると、今の入り口の問題も含めてですが、先ほど言ったインター付近の方向で進むということに対する住民への周知の仕方というか、八幡区会の人方に、役員の人に説明して終わるのか、それとも将来に向けていろいろと進めていくのだということなのか、その辺も併せて聞いておきたいなというふうに思っております。まずは、ひとまずこんな程度で答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

ご質問の趣旨としては、インター付近が適切なのかどうかということと周知についてということによろしいですね。まず、インターチェンジ付近が適切なのかどうかというのは、何度も委員会でも言っていますし、私も答弁していると思ひますが、総合的に判断して、将来の動線も踏まえながらこの場所が適当であるというふうにご決定したわけでありませう。もちろんご指摘のとおり、俱知安まで延びた際に余市が通過されるのではないかというようなことも言ひますが、そういうことは必ずしもなくて、これも何度も言ひますが、有料区間と無料区間の切れ目であるという

ことと、あとは北後志の別の方面にそれぞれ向かうゲートウエーであるということと金山から倶知安まで特段休む施設がないという様々な要因を考えまして、インター付近が適切であるというふうな説明を何度もさせていただいていると思います。町民全体の周知に関しましてはやってっておりますし、広報などで私も書かせていただきましたけれども、もちろん町民全体に周知をしていくというような方針ではあります。

○16番（山本正行君） 何回も説明をしているということですが、私もこの道の駅に関しては昨年、1年前に質問させていただいて、今回1年たってまた質問させていただいたと。何回も同じような質問させてもらっていますが、なぜそこまで私はこの道の駅に関してしつこく質問して、考えるかというのは、町長は就任してから3年近くたつと思います。私もこの道の駅に関しては平成20年から関わりを持って進めてきたという経過があります。それで、ある意味道の駅に対する思いもありまして、道の駅が新しくなることに対して反対するものでもなく、考え方としては整備していくということに関しては非常にいいのかなというふうに思っております。ただ、この道の駅が、先ほど夕張の例も若干お話をしましたが、現在道の駅が全国には1,180、北海道で128今道の駅ができております。その中で、最近できたのが十勝川温泉の道の駅が128番目でできております。そういうのを見ますと、昔は箱物の道の駅、駐車場、トイレ、情報発信の箱物などをそろえた、認可をもらうための最低条件を整備するといいかないという雰囲気でも道の駅を整備したというのが過去の整備の仕方としてはあります。ただ、最近はそういう特徴のない道の駅は結果的には経営面で、全国的にはいろいろな文献を見ると3割くらいが管理運営上で赤字になっているという、そういう数字も出てきております。そんなことで、今回の私の質問で2点目が出ているところの自治体への影響

というのはどうなのかというのは、できた方がいいが、人が寄らない、集まらない、そしてハード事業、その他用地の買収、施設の建設、その他で起債なり補助金も使うが、単費も使ってというふうにかえたときに財政負担が当然伴ってきます。そうすると、やはり管理運営、その他についてPFIで検討もしているようではありますが、この管理運営のPFIの在り方を含めてお聞きしたいのが、1つが建設に当たってのPFIはどういうふうになっているのかとあくまでも管理運営部分だけでPFIでいくつもりなのかも含めて、その辺をちょっとお聞きしたいなど。なぜかといいますと、一つ心配なのは管理運営になった時点で直営、もしくは第三セクターというのがいいのか分らないのですが、管理がうまくいってればいいのですが、万が一赤字が続いて厳しくなったとき民間企業は素早く撤退をするというところもありますので、PFIでやったときの共同の管理運営に対してそういう懸念はないのか。そういうのは、負の財産として残っていく要素がもしあるとすれば、それを打ち消すための努力が必要だろうというふうに思ったときにやはり管理運営に当たっての基本的な考え方がどこにあるのかをもう一度確認をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

管理の仕方については、今のところ決まっております。少なくともご指摘のような第三セクターのような形は考えていないということだけ言えますが、それ以外はまだ未定です。

○16番（山本正行君） 今のところまだ決まっていないと。そして、はっきり聞き取れなかったのですが、第三セクターでは考えていないということですね。それは分かりました。ただ、私が何回も今言っているのは、トータル的な考えとして、これからスケジュール的には令和3年に向けて用

地の取得や令和4年から基本、実施設計、令和5年から施工するような計画で、今想定のもが私の手元にも資料としてあります。そうしますと、令和6年に新たな道の駅を開業する予定になってはおりますが、あくまでも予定であると思いますが、事業者の公募を予定では令和3年に事業者公募予定になっております。この事業者公募予定を令和3年に行うということは、この内容からいきますと、建設の計画や設計、施工関係も含めてPFI的な管理運営をする事業者と一緒に進めていくのか。一般的に役場のやり方は役場のほうでアウトラインを大体決めて、基本設計、実施設計というふうにするのですが、ここの段階の計画でいくと、そこに入る前に事業者の公募を行うということは、逆に言うとその人方が管理運営に進んでいくという考えでいるということなのでしょう。その辺ちょっと聞きたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

スケジュールも含めて、PFIなのか、そうではないのかも含めて、先ほど来申し上げているとおり、どのような状況になるかを今固めている最中ですので、今の段階では未定という答弁以外はないですし、これまでの進捗状況については委員会等で報告している以上の答弁は今のところありません。

○16番（山本正行君） 現在進めているということで、具体的な公募の手法含めて調査を今現在しているところですので、具体的な話はできないということでありまして。それについては分かります。それであれば、一つ提案ではないですが、今後の整備に当たっての調査を進めるという意味で少しお願いではありますが、お願いというか、私の提案であります。これから議論の中に加えていただきたいというのが1点だけあります。それは、先ほども申したとおり、令和6年にも開業するとなったときに多くの方が来客をして、余市町を

楽しんでもらうという拠点にしていくのだというふうに捉えたときに、お願いをしたいのはわざわざ余市の道の駅に行きたくなるような仕掛け、要するに今道の駅が北海道に128あるという状況の中でランキングの上位10番までの状況を調べてみると、やはり美幌峠の道の駅が景色がいいとか、あと厚岸の道の駅はカキがおいしい、そういう特徴あるところが2019年の道の駅ランキングでも当然出てきます。最近オープンした十勝川温泉は私まだ行っていませんが、その道の駅は道の駅の中に温泉施設、スパがあると。極めて大胆な発想で整備をしている。だから、それはわざわざ行きたくなるような仕掛けをしているということなのです。だから、それを余市町も、町長以下担当スタッフは、建設に関わる問題や基本設計に関わる経費、実施設計に関わる経費、いろいろとあると思えますが、ぜひとも今言ったわざわざ行きたくなるような、そういうソフト事業の調査研究に使うお金はけちらないで、そして行っていただきたいなというのが、どうしても、私も元役場職員で、ややもするとハード事業のほうにばかりお金が、目が行ってしまうと。そこは最低限必要ですが、ソフト事業にかける思い、これをやはりやっていただいて、全道、全国から余市の道の駅に行ったらこういうのがあると、こうなのだというような、そういう道の駅にさせていただきたいというのが私の思いでありますので、これに関しては町長の見解も聞いて、私も今後の道の駅推進に当たっての考え方の整理の参考にしたいと思えますので、町長の考え方もここではちょっと聞きたいなというふうに思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

もちろん思いは同じ思い持っております。そもそも箱だけ作って何も人が来ないようなのであれば全く意味がないですし、先ほど来三セクをするつもりはないと言いましたが、その趣旨として

は官が運営するよりもやはり民の力を最大限生かしたほうがソフトの面も含めて集客に関する仕組みですとか取組が、知見が多いものですから、その辺の有効性が高いであろうという判断なわけです。ですから、山本議員がおっしゃるとおり、人が集まるような魅力的な施設になるということはもちろん前提条件ですし、うちのスタッフもそのような思いで働いているということでもあります。

○16番（山本正行君） 思いは一緒だと今答弁でいただきました。

それで、私の思いもちょっともう一つ聞いていただきたいのがありまして、それは余市町の今現在の道の駅の管理運営に当たって、当時私も担当しておりましたので、平成20年に余市農産物のPRを兼ねた物販と展示も含めて小さなプレハブを建てて、12年間今運営をさせていただいております。それは置いておいてなのですが、それと少し関係あるのが今の魅力ある道の駅、わざわざ行きたくなる道の駅、それに対してもう一つ、お願いというか、私の提案ですが、整備に当たってはカリスマ的な判断の中であれもやりたい、これもやりたいというのはぜひとも却下して、あれとこれだというようなイメージで物事を進めていただきたい。

それと、もう一つ、やはり余市は農水産業、第一次産業の町です。そんなことで、やはり道の駅にはどうしても欠かせないのが、農水産業の活性化になるような拠点としての機能も当然持たせることだと思います。そんなことで、私はこの直売所に関する考え方の一つとして思っているのがありまして、参考にちょっとなれば今後の整備方針にも加えていただきたいなというふうに思っております。それは、観光市場の動向を見ていくと、平日と休日ではハイシーズンとボトムシーズンということで営業上どうしてもこれが引っかかってくる。現実には道の駅を運営している段階で一番大変なのは、ボトムシーズン、俗に言う冬場です。

これの売上げの乱高下が結構激しいというのがやはり難しい、それが経営を安定するためにはそこをどうするかが非常に難しいというふうに言われています。それでもやはり余市の場合は農水産物が豊富でありますので、例えばの話ですが、ターゲットを、やはり観光という目的で施設を建てると、今回のコロナのようなことがもし起きれば観光が来ないことがあります。それで、私の考え方は地元の住民をまずターゲットにすると。そして、そこには余市の農産物、八百屋さんの的なもの、余市の水産物、加工品、魚屋さんの的なもの、余市の畜産業の精肉、精肉店のようなもの、そういう個店が集結したような、俗に言う沖縄の公設市場的な、そんな立派な大きなものはできないにしても、余市の特産物が一度で買物できるような公設市場的なサービスをできるような、そういう空間をつくって見たらどうかなというふうにも考えております。そうすると、地元住民が足しげく通う場所には、最終的には地元のお客さんが多いところには観光客も増えるというのが一つの一般的な考えでありますので、こういう考えも今後整備に当たってはぜひとも町長においては日本一の道の駅になるような、そういう思いで進めていただきたいというのが今回の私のこの質問に当たっての、まだまだありますけれども、それはこの次の機会でもたせてもらって、今日はこの程度の話であります。最後に私の今言った思い、いろいろなところでお話をさせていただいたわざわざ行きたくなるような、そういう仕掛け、ぜひともそういうことを念頭に置いて、カリスマ性を発揮して進めていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。見解をお聞きます。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

山本議員も役場で長年商工観光に携わってこられたので、思いはひとしおだと思っています。もちろん我々、今のスタッフも造る以上はすばらし

い施設にするというような思いで取り組んでおります。具体的にどのような内容になるかは最初の答弁ですけれども、今後徐々に決まってくるのだと思いますけれども、思いとしては諸先輩方が描いてきた商工観光の活性化ですとか、今後の将来を見据えた余市の形に資する道の駅というような思いをみんなスタッフ一同持ってやっていますので、いい道の駅になっていくということを私も確信しておりますし、そのように動いているということでございます。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位8番、議席番号8番、白川議員の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和2年第4回定例会に当たり、さきに通告の1件について質問いたします。

介護保険における主治医意見書作成のための参考用問診票の導入について伺います。介護保険の主治医意見書は、市町村が要介護、要支援認定を行う際に被保険者の主治医から疾病、負傷の状況などについて医学的な意見を求めることとされており、主治医意見書に所要の事項を医師に記載してもらい、それが介護認定審査会での審査判定の資料として用いられると伺っております。介護保険制度改革により新予防給付を取り入れることで対象者を選定し、要介護の枠組みの中で見直しが行われました。それに伴い主治医意見書様式も一部改正されております。以下、伺います。

①、現在の様式は全国一律なものなのか、自治

体によって異なるのか伺いたい。

②、主治医意見書に新予防給付の内容を加えたことによりこれまで要介護1だった方が要支援2に移行される審査判定となるのか伺いたい。

③、他の自治体で導入されている主治医意見書作成参考用問診票が一部で公開されておりますが、この問診票は本人、家族から日頃の状況をさらに詳しく記入し、主治医意見書に記入する際に主治医が参考資料として活用していただくための補助資料として出されているものと伺っております。本町の導入についての見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁いたします。

1点目の主治医意見書の様式についての質問ですが、要介護認定に要する主治医意見書の様式については、厚生労働省が示す基本項目に基づいた様式が全国で使用されており、本町もこれに準じた様式を使用しています。

2点目の主治医意見書の改正による審査判定の影響についての質問ですが、主治医意見書の内容の一部改正による審査判定の影響はないものと認識しています。

3点目の主治医意見書作成に係る参考用問診票の導入についての質問ですが、現在本町において参考用問診票は導入しておりませんが、医療機関に主治医意見書の作成依頼をする際に申請者やご家族の方から聞き取りした本人の日常生活の状況について情報を提供しているところです。本町においてはかかりつけ医と関係のない件数はほとんどないことから、本町についての必要性は今のところ高くないものかと思っております。

○8番（白川栄美子君） 今町長から申請書の内容というのは一律だということをお答えいただきました。主治医意見書というのは一律なのは分かりますけれども、被保険者が本当に伝えたいと思うことがなかなか主治医に伝わらないという現状があるということ、それから主治医は一定の項目の

中で記載していくので、本当に本人の状況が伝わらないというのが現状ではないのかなというのは感じているのです。また、認知症本人と家族が主治医に面談したときには認知症本人に聞き取りをしながら記載するというのも何か聞いているのですけれども、家族的には本当は違うのだけれども、認知症の本人の目の前では、それは違うということは否定できないと。だから、何も言わないで帰ってきてしまうのだけれども、現実には本人と家族間の中とは違うのだよねという話がたまたま聞こえるのです。そういった中で、今回出されているこの問診票の作成というのは、主治医の先生には日常の生活の状況を本当に正しく把握してもらいたいという参考資料の問診票なのですから、これはやはり家族間にとっても日常の生活を忠実に主治医に伝えることで本当にこういう資料が作成されたということの一つの理由でもないかなというのを私もちょっと感じているのですけれども、そのところというのは町側としてはどういうふうに捉えておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

主治医意見書の作成のための参考用問診票については、主にかかりつけ医との距離が遠い、例えば大都市圏において導入されていることが多くて、北海道では旭川ですとか苫小牧がその例に当てはまりますけれども、本町の場合はやはり主治医、かかりつけ医との関係が深いですから、先ほど申し上げたとおり、その必要性は高くないのではないかと考えております。他方で、白川議員が指摘されたとおり、かかりつけ医と家族との間のコミュニケーションというのは、情報の乖離については保険課のほうで申請者の方が医師、かかりつけ医に日常の状況を正確に伝えることが難しい場合は日常の状況等をメモに残しておいて、医師に伝えるように、保険課のほうからそういうような指導はしているところです。

○8番（白川栄美子君） 確かに大都市とか大きな病院では取り入れているけれども、こういう小さい町では、かかりつけ医との近しい間柄というか、かかりつけ医があるから大丈夫なのだという答弁だったと思うのですけれども、だけれども実際に主治医がいない場合というのも現にあるのです。この間まで本当に元気でいたと。突然本当に病院にかかるようになった。そのときには主治医がいない。そうなったときに病院に、突然かかることになったときに介護が必要とされる、疑われるようなことができたときに町としてはどのように判断するのか。また、主治医をどういうふうにして選んでいくのか、そこのところも伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

本町の場合、主治医またはかかりつけ医との関係がないという件数は大体2年に1度あるかないかというような状況であります。もし仮に主治医ですとかかかりつけ医がいないという方が申請をしてきた場合、町のほうから申請者の自宅に近いですとか、受診の状況考えまして、受診しやすい状況等考慮し、町内の特定の、どの医療機関か分かりませんが、その医療機関を指定すると。そのようにして保険課のほうで主治医との顔合わせというのですか、マッチングはサポートしているとともに、先ほど申し上げたとおり、家族に対しても日常の状況をメモして、それを医者に伝えてほしいというような指導をしているということです。

○8番（白川栄美子君） いろいろされているということは分かります。この問診票は、私はケアマネにとっても、また担当の職員にとってもこれ役に立つ問診票だなというのを思っているのです。今これから75歳以上の高齢者がどんどん増えていくというときに本当に認知症と疑われる人も増えてくると。そうなったときに限られた人数の

職員の中で、では本当にそういうこと、ちゃんと対応できていけるのかと。今でさえ本当に担当の職員は目いっぱい動かれております。それは本当に私も見ておりますので、分かるのですけれども、ただ本当にケアマネにしたってそうです。1人何十人と抱えている中で今後ますます高齢者が増えていく、認知症も増えていくという中で、こういうことが随時取りよく進んでいけるのかということになったときに本当に心配だなというのは感じております。そういった中でこういう問診票があると何かすぐ関わりやすいというか、逆に本当にそういうのがあると医者の方も多分いいのではないかなと思うのです。これから本当に、今コロナということもあって、だんだん面談ということが厳しくなる状況も出てくると思うのです。長い時間、何回も聞き取りということも大変になるだろうし、お医者さんだっってそこに結構な時間いられたら困るだろうし、だから、そういう部分で先にいろいろな家族からの問診、家族からの提供があると事が早く済む、それから本当にコロナ禍という中で今後高齢者も増えていく、また本当に認知症も増えていくという中では作業する上で何か身近に取り入れても全然いいのではないかなという気がするのですけれども、どんなふうに考えていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げた一部自治体、例えば旭川とか苫小牧では導入しているという話をしましたけれども、平成22年のモデル事業で実施したものですけれども、その後あまり有効に活用されないという情報もあります。他方で、問診票、手元にもありますけれども、家族が普段の記録をチェックしていくというような簡単なものですから、もちろん一部自治体で導入しているという事例もあって、そんなに手間のかかるものではないとも思いますので、今後有効性については研究していくと

いうこととさせていただきます。

○8番（白川栄美子君） そもそものこの主治医意見書の問診票は私の思いとは違うところから発進しているのかも分かりませんが、今の余市町にとってもこれからこれはやっぱり広めていっても悪いことではないという医療従事者の現場の声も実は一部あるのです。こういう問診票があるといいよねという声もあるのです。だから、そういうのをきちんとやっぱり把握しながら今後の中でこれは本当に進めていっても悪くないと思うので、ぜひとも研究しながら早急に考えていただければ、これコロナがどんだんどういう状況になってくるか分からないということ考えたときに本当に取り入れても悪くない事業だなとそれこそ思うので、ぜひとも最後に答弁聞いて、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

まさに問診票、先ほど申し上げましたが、旭川市のものが手元にありますが、家族がふだんの行動をチェックするというような、そんな手間のかかるものではないということもありますし、一部自治体でも導入している事例もありますので、今後その有効性については研究していきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 先ほど本会議休憩中に議

会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第6、意見案第1号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書ないし日程第11、意見案第6号 介護予防・日常生活支援総合事業の対象拡大の撤回を求める要望意見書までの意見案6件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第12、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

昼食ため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第7号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第7号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得に係る算定基準等の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定にする給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金

額」を加え、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)に基づき地方税法における延滞金等に関わる改正が令和3年1月1日から施行されることに伴い、余市町後期高齢者医療に関する条例におきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、延滞金に関わります特例基準割合の文言を延滞金特例基準割合に改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

余市町後期高齢者医療に関する条例(平成20年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則中第2条中「特例基準割合(当該年の前年

に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「に規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に)」を「延滞金特例基準割合に)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の余市町後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第4、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)に基づき地方税法における延滞金等に係る改正が令和3年1月1日から施行されることに伴い、余市町介護保険条例におきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、延滞金に関わります特例基準割合の文言を延滞金特例基準割合に改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案。

余市町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町介護保険

条例の一部を改正する条例。

余市町介護保険条例(平成12年余市町条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の見出し中「割合等」を「割合」に改め、同条中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の余市町介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(橋端良平君) ただいま上程されました議案第10号 指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町観光物産センターの管理につきましては、平成18年4月より指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月末をもちまして平成30年度からの3年間の指定期間が満了することとなっております。つきましては、令和3年4月からの管理におきましても指定管理者による管理といたしたく、余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づきその候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次

のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。

記。

1、施設の名称、余市町観光物産センター。

2、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人余市観光協会。

3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

以上、議案第10号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○4番(藤野博三君) 二、三質問させていただきます。

1つは、観光協会どうこうということではなくて、この団体が今まで指定管理の実績がない団体なのです。だから、その辺も含めた中、これは今課長が述べられたとおり、余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例にのっとってやったということなので、まず1つはこの第2条関係の書類、これはきちんと多分精査されていると思うのだけれども、これは質疑というよりも確認なのですけれども、その辺の確認、書類がちゃんと提出されているのかどうか。内容精査したのか。もちろん精査はしたと思うのです。

2つ目は、第3条の第2項です。選定委員会、一応開くことになっているのだけれども、これ施行規則のほうにも載っていると思うのだけれども、これが開かれて、これ民間の委員さんも入ることになっていますよね。3名以内だったかな。その辺がきちんと行われたのかどうかということの確認。

それと、もう一つが第3条の2、これの第3号

です。これ各種委員がこの団体に入っている場合はふさわしくないとか、そういう委員さんもいるので、特に自治法の180条の5第1項及び第3項に関する精査されたのか。要するに観光協会の中にこれに該当する、特に理事以上の人がいらっしゃるのかどうか、それについてちょっと確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○商工観光課長（橋端良平君） 4番、藤野議員からの3点のご質問でございます。

まず、1点目のご質問でございますけれども、実績のない観光協会に対する不安といいますか、懸念だと思いますけれども、観光物産センターの設置条例第3条の中に事業の目的といいますか、観光物産センター、エルプラザの中で行う事業といたしまして特産品の展示、紹介等に関する事、商工業者と消費者の交流の場の提供に関する事、観光情報の提供に関する事、地域活動の推進の場の提供に関する事、その他エルプラザの設置目的を達成するために必要な事業に関する事というものがございます。これを達成し得るものは、やはり余市町内の団体としては観光協会が最もふさわしいものだというふうに判断したところでございます。

そして、公の施設に係る手続条例の第2条のご質問でございますけれども、これにつきましてはこれが公募であろうと公募でなかろうと提出はさせてございまして、その提出させた資料に基づきまして協議を進めた結果、このたび候補者として選定いたしまして、その議決を賜りたく、このたび提案したものでございます。

3点目の質問でございますけれども、ちょっと確かなことは申し上げられないといいますか、一応精査はしたのですけれども、そういったふさわしくない者はいないという判断をしたものでございます。

選考委員会のご質問もございました。選考委員

会につきましては、公募の場合に公募し、その場合に設置する委員会というふうな認識でございまして、このたびは公募いたしませんでしたので、選考委員会は設置いたしませんでした。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第6、意見案第1号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書、日程第7、意見案第2号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める要望意見書、日程第8、意見案第3号 犯罪被害者支援の充実を求める要望意見書、日程第9、意見案第4号 不妊治療への保険適用の拡大を求める要望意見書の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第9を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 犯罪被害者支援の充実に求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 不妊治療への保険適用の拡大を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、意見案第5号 令和3年度介護報酬改定における大幅増額及び新型コロナウイルスによる危機に対応した減収補填を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第5号 令和3年度介護報酬改定における大幅増額及び新型コロナウイルスによる危機に対応した減収補填を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、意見案第6号 介護予防・日常生活支援総合事業の対象拡大の撤回を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第6号 介護予防・日常生活支援総合事業の対象拡大の撤回を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時33分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 白 川 栄美子

余市町議会議員 9番 寺 田 進